第九十二条の三中「第三百五十二条の三第一項」を「第三百五十二条の四第一項」に改める。

第九十三条第一項中「第二号イ」を「第一号イ及び第六号イ(1)」に改め、同項第一号を削り、同項第二号イ中「その」を「その給与等の支払を受ける者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びにその」に改め、同号ロ中「その」を「その給与等の支払を受ける者の氏名及び住所又は居所並びにその」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号イを次のように改める。

イ　次に掲げる源泉徴収票の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1)　所轄税務署長に提出する源泉徴収票　次に掲げる事項

(i)　控除対象配偶者の有無、控除対象配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名。(ii)において同じ。）並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合又は非居住者である場合には、その旨

(ii)　控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族の氏名及び個人番号並びに控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨

(2)　給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票　次に掲げる事項

(i)　控除対象配偶者の有無、控除対象配偶者の氏名及び控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合又は非居住者である場合には、その旨

(ii)　控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族の氏名及び控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨

第九十三条第一項第七号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とする。

第九十四条第一項中「第二号イ」を「第一号イ」に改め、同項第一号を削り、同項第二号イ中「その」を「その退職手当等の支払を受ける者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びにその」に改め、同号ロ中「その」を「その退職手当等の支払を受ける者の氏名及び住所又は居所並びにその」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九十四条の二第一項中「所轄税務署長」の下に「(第一号イ及び第七号イ(1)において「所轄税務署長」という。)」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる源泉徴収票の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　所轄税務署長に提出する源泉徴収票　その公的年金等の支払を受ける者の氏名、生年月日、住所又は居所及び個人番号

ロ　公的年金等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票　その公的年金等の支払を受ける者の氏名、生年月日及び住所又は居所

第九十四条の二第一項第七号イを次のように改める。

イ　次に掲げる源泉徴収票の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1)　所轄税務署長に提出する源泉徴収票　次に掲げる事項

(i)　控除対象配偶者の有無、控除対象配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名。(ii)において同じ。）並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合又は非居住者である場合には、その旨

(ii)　控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族の氏名及び個人番号並びに控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨

(2)　公的年金等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票　次に掲げる事項

(i)　控除対象配偶者の有無、控除対象配偶者の氏名及び控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合又は非居住者である場合には、その旨

(ii)　控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族の氏名及び控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨

第九十四条の二第一項第七号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする。

第九十五条の二中「第三百五十二条の四第一項」を「第三百五十三条第一項」に改める。

別表第五(三)の表の備考2(1)及び別表第五(七)の表の備考2(1)中「(支払通知書)を」を「を作成する場合にあつては当該」に、「記載する」を「、支払通知書を作成する場合にあつては当該作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載する」に改める。

別表第六(一)の表の備考2(1)中「こと」の次に「。ただし、給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票については、「個人番号」の欄は、記載を要しない」を加え、同表の備考2(6)中「個人番号」の次に「(給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票にあつては、氏名)」を加える。

別表第六(二)の表の備考2(1)中「こと」の次に「。ただし、退職手当等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票については、「個人番号」の欄は、記載を要しない」を加える。

別表第六(三)の表の備考2(1)中「こと」の次に「。ただし、公的年金等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票については、「個人番号」の欄は、記載を要しない」を加え、同表の備考2(10)中「個人番号」の次に「(公的年金等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票にあつては、氏名)」を加える。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

第三条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第四項第二号ロ中「第五十八条第四項」を「第三十九条第四項」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号ハ中「第五十八条第四項」を「第三十九条第四項」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「この条及び附則第三十八条」及び「この条、附則第十三条及び附則第三十八条」を「この条」に改める。

附則第十三条第二項及び第三項を削る。

附則第二十六条第二項中「翌年一月一日」を「翌年一月三十一日」に、「提出し、又は交付する」を「提出する」に改める。

附則第三十三条第二項中「翌年一月一日」を「翌年一月三十一日」に改める。

附則第三十八条第一項中「次項において「特定割引債の償還金」という。」及び「(次項において「国外割引債の償還金」という。)」を削り、同条第二項を削る。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六十条第二項中「及び新規則第九十二条第一項（オープン型の証券投資信託の収益の分配等の通知書）の規定により交付する通知書」を削り、同条第三項中「及び新規則第九十二条第一項の規定により交付する通知書」を削る。